

令和3年4月20日

令和3年度の対面授業の実施における感染拡大の防止措置について

教育・学生担当 理事

令和3年度の対面授業の実施における新型コロナウイルス感染症拡大の防止措置について、次のような方針で対応する。

なお、1教室あたりの受講者収容可能人数は、令和2年度の方針から変更し、下記2.(3)のとおり、最大でも、教室収容定員の3分の2程度までとする。

1. 日常生活において

- (1) 検温測定、マスク着用、手洗い・手指消毒、咳エチケットの励行を徹底する。
- (2) 発熱または風邪の症状がある場合には登校しないでください。
- (3) 人との間隔はマスク着用時においても最低1メートルを確保する。
- (4) 会話をする際はできるだけ真正面を避ける。
- (5) 1日の行動記録を残す。

2. 教室等について

- (1) 施設の出入口に設置された消毒液で手指消毒をする。
- (2) 授業担当者や受講生は、左右数カ所ずつ1時間に1回程度の割合で換気をする。
- (3) 1教室あたりの受講者収容可能人数は、教室環境に応じて見直しを行い、最大でも、教室収容定員の3分の2程度までとする。
- (4) 授業担当者や受講者は、お互いの距離を最低1メートルを目安で確保する。授業中に机等を移動する場合には座席位置ができるだけ真正面対峙とならないようにする。
- (5) 授業を終了するにあたって、授業担当者の指示のもと、各教室や学系事務室〔教員連絡室〕に用意された「清拭セット」を使って、受講者により清拭消毒を行う。清拭作業で出たゴミは、各フロアに設置された指定ゴミ箱に廃棄する。(学系事務室〔教員連絡室〕から持ってきた「清拭セット」は元の場所に返却する。)
- (6) 授業中等に具合が悪くなった受講者は速やかに安全に帰宅させる。
- (7) 対面授業実施にあたり、授業担当者は、通学することで新型コロナウイルスの感染への不安を訴える受講生に対して学修の機会が確保できるように配慮する。

3. 名鉄バスによる通学について

- (1) バス乗車時の感染防止マナー(会話の禁止、約1メートル間隔での行列)を徹底する。
- (2) 状況により、一定期間、知立駅バス停において、乗車現場指導を行う。